

「BBフォン利用規約」新旧対照表

改定前(2015年7月1日付)	改定後(2015年8月10日付)
<p>第28条(本サービスの中止・停止等)</p> <p>2. . 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。</p> <p>(6)前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。</p>	<p>第28条(本サービスの中止・停止等)</p> <p>2. . 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとします。</p> <p>(6)本サービスにおける国外への通話サービス(以下「国際通話」といいます。 )が、第三者によって不正に利用されていると判断した場合。</p> <p>(7)前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。</p>
(追加)	<p>第29条の2(会員による本サービスの利用休止と利用再開)</p> <p>5. 当社は、会員から、国際通話の休止(利用契約を維持したまま、国際通話を一時的に利用できないようにすることをいい、以下「国際通話の休止」といいます。 )の通知があった場合には、当該会員の国際通話を休止させます。</p>
(追加)	<p>第29条の2(会員による本サービスの利用休止と利用再開)</p> <p>6. 前項に基づく国際通話の休止を行った会員が、国際通話の再開を希望する場合の条件は、本条第2項を準用するものとします。</p>

「光電話(N)サービス規約」新旧対照表

改定前(2015年7月1日付)	改定後(2015年8月11日付)
(追加)	<p>第31条(本サービスの利用中止)</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部又は一部の利用を制限又は中止することができるものとします。</p> <p>(6)国際通話(本サービスのうち国外への通信サービスをいいます。以下同じとします。 )が第三者によって不正に使用されていると判断された場合</p>
<p>第33条(会員による本サービスの一時中断)</p> <p>1. 当社は、会員から請求があったときには、当該請求に基づく日をもって本サービスの全部又は一部の利用の一時中断を行います。</p> <p>2. 前項に基づく一時中断を行った会員が、一時中断したサービスの利用の再開を希望する場合には、会員は当社所定の手続きに従い当該一時中断の解除(以下「利用再開」といいます。 )の請求を行うものとします。会員から利用再開の請求がなされ、当社に当該請求が到達した場合、当社は利用再開に必要な手続を行った上で一時中断したサービスの提供を再開するものとします。ただし、技術上その他の理由により利用再開が困難な場合があることを会員は了承するものとします。</p>	<p>第33条(会員による本サービスの一時中断)</p> <p>1. 当社は、会員から請求があったときには、当該請求に基づく日をもって本サービスの全部の一時中断を行います。</p> <p>2. 当社は、会員から請求があった時には、国際通話の一時中断(以下「国際通話の休止」といいます。 )を行います。</p> <p>3. 前2項に基づく一時中断または国際通話の休止を行った会員が、本サービスの利用の再開を希望する場合には、会員は当社所定の手続きに従い当該一時中断または国際通話の休止を解除(以下「利用再開」といいます。 )する請求を行うものとします。会員から利用再開の請求がなされ、当社に当該請求が到達した場合、当社は利用再開に必要な手続を行った上で一時中断または一部停止したサービスの提供を再開するものとします。ただし、技術上その他の理由により利用再開が困難な場合があることを会員は了承するものとします。</p>